

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	小児慢性特定疾病医療費の支給認定			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第19条の3			
許認可等の概要	児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定等において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○児童福祉法第19条の3第3項 都道府県は、第1項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっている、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第6条の2第3項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定を行うものとする。</p> <p>○児童福祉法第6条の2 この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいう。</p> <p>○厚生労働省告示第475号 児童福祉法第6条の2第1項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度 (それぞれの疾病について認定となる疾病の程度を規定)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(医療機関等に追加の情報を照会する場合があります、相手方の対応状況に依るため設定が困難)			
期間の制定根拠	—			